

大分大学メンタルヘルス専門委員会内規

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学保健管理センター運営委員会規程（平成16年規程第154号）第7条の規定により、大分大学保健管理センター（以下「センター」という。）においてメンタルヘルスに関する企画立案及び連絡調整を行うために設置する、大分大学メンタルヘルス専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) メンタルヘルスに関する企画立案に関する事項
- (2) メンタルヘルスに関する連絡調整に関する事項
- (3) その他メンタルヘルスに関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター所長
- (2) センターの主担当の教員
- (3) 各学部の教務委員 各1人
- (4) 各学部の学生生活委員 各1人
- (5) 学生・留学生支援課長
- (6) 各学部学務担当職員 各1人
- (7) その他委員会が必要と認める者

2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

付 記

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

付 記

この内規は、平成17年4月1日から実施する。

付 記

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年学内共同教育研究施設等内規第2号)

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年学内共同教育研究施設等内規第1号)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年学内共同教育研究施設等内規第1号)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年学内共同教育研究施設等内規第2号)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年学内共同教育研究施設等内規第4号)

この内規は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年学内共同教育研究施設等内規第10号)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年学内共同教育研究施設等内規第26号)

この内規は、令和2年10月26日から施行する。